

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【訓 令】

- 岡山県毒物劇物取扱者試験委員規程の一部改正
 - 岡山県登録販売者試験委員規程の一部改正
- （以上県例規集登載）

医薬安全課

〃

目次

担当課（室）

令和5年4月1日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第七号

保健医療部

岡山県毒物劇物取扱者試験委員規程（昭和四十六年岡山県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

受令者欄中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。
第二条第二項及び第三項中「保健福祉部長」を「保健医療部長」に改める。
第四条中「保健福祉部医薬安全課」を「保健医療部医薬安全課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和5年4月1日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第八号

保健医療部

岡山県登録販売者試験委員規程（平成二十年岡山県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

受令者欄中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。
第二条第二項及び第三項中「保健福祉部長」を「保健医療部長」に改める。
第四条中「保健福祉部医薬安全課」を「保健医療部医薬安全課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。